

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 30 日（金）第3403号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則（※）  
（総務福利課取扱い） 1
- 鹿児島県立図書館の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則（※）  
（総務福利課取扱い） 2
- 高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）  
（学校施設課取扱い） 2
- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（※）  
（教職員課取扱い） 3

## 教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令（※）  
（総務福利課取扱い） 3

## 教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年 3 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

## 鹿児島県教育委員会規則第5号

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和36年鹿児島県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項の表保健体育課の部競技力向上対策室の項を削る。

第31条第2項を削り、同条第3項中「第1項第17号」を「前項第17号」に改め、同項を同条第2項とする。

第39条第1項の表中

教育庁	教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督する。
本庁	課	課長
	室	室長
	課	課長補佐
	室	室長補佐
	学校施設課	技術補佐
係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。

を

本庁	教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を処理する。
室	室長	上司の命を受け、室の事務を処理する。

課	課長補佐	上司の命を受け、課長を補佐する。
室	室長補佐	上司の命を受け、室長を補佐する。
学校施設課	技術補佐	上司の命を受け、技術について課長を補佐する。
係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。

に改め、同条第2項中「置き」を「置くことができ」に改め、同項の表中

福利厚生 監	総務福利課	福利厚生に関する事務の総括
-----------	-------	---------------

を

参事	本庁及び必要な本庁の課	特命に関する事務の総括
福利厚生 監	総務福利課	福利厚生に関する事務の総括

に改め、

参事	必要な本庁の課	特命に関する事務の総括
----	---------	-------------

を削り、同条第3項中「規定する職」の次に「（教育次長の職を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鹿児島県立図書館の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

#### 鹿児島県教育委員会規則第6号

鹿児島県立図書館の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県立図書館の組織及び管理運営に関する規則（昭和51年鹿児島県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項の表中

司書	上司の命を受け、専門的事務に従事する。
----	---------------------

を

司書	上司の命を受け、専門的事務に従事する。
主任運転技師	上司の命を受け、担任職務を処理する。

に改め、同条第5項中「、第4項の」の次に「主任運転技師の職及び」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

高等学校へき地生徒寄宿舍の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

#### 鹿児島県教育委員会規則第7号

高等学校へき地生徒寄宿舍の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高等学校へき地生徒寄宿舍の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和40年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「64人」を「18人」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

#### 鹿児島県教育委員会規則第8号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「薩川小学校  
須子茂小学校」を 「薩川小学校  
西阿室小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

### 教育委員会訓令

#### 鹿児島県教育委員会訓令第1号

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会文書規程（平成24年鹿児島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第6条第2項第1号中「競技力向上対策室及び」を削る。

第7条第2項ただし書及び第29条第2項中「競技力向上対策室長及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。